

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程  
京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中 「運輸事務所長  
乗務区長」 を 「運輸事務所長  
お客様サービス推進員  
接客向上係長  
乗務区長」 に改め、同条

第2項中「第3条第2項及び第3項」を「第3条第4項及び第5項」に改める。

第53条を第55条とし、第14条から第52条までを2条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の2条を加える。

(お客様サービス推進員)

第14条 お客様サービス推進員は、高速鉄道部長の命を受け、所属の係員を指揮監督して、高速鉄道のお客様サービスに関する業務を掌理し、高速鉄道部長に事故があるときは、主管事務についてその職務を代理する。

(接客向上係長)

第15条 接客向上係長は、お客様サービス推進員の命を受け、所属の係員を指揮監督して、高速鉄道の接客等に関する業務を処理し、お客様サービス推進員に事故があるときは、主管事務についてその職務を代理する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)